

緑化推進事業補助金交付フロー

事業区分 (各事業の補助は重複しないこと。1区画に対して1回限りとする。)

- ・ 生け垣の設置
- ・ 事業所等の緑化
- ・ みどり重点地区等の緑化

・ 生け垣の設置

対象

- ・ 自らが1戸建ての専ら居住の用に供する建築物の敷地内で道路に面した部分に新たに行う生け垣の設置

対象経費

- ・ 生け垣の設置に要する費用 (樹木費、竹柵費、土壌改良費、労務費)
- ・ 道路に面したブロック塀等の撤去費用 (取壊し費、処分費)

補助金の額 (個々の経費の2分の1から算出)

- | | |
|-------------|---------------------------|
| ・ 生け垣設置費 | 3,000円/mを限度とし 総額3万円を限度 |
| ・ ブロック塀等撤去費 | 2,000円/mを限度とし 総額2万円を限度 |

生け垣の基準

- ・ 延長は5m以上とすること。
- ・ 樹木の高さは0.6m以上とすること。

・事業所等の緑化

対象

- ・福山市みどりのまちづくり条例第19条第1項の規定により、市長と民間施設緑化協議を終え、承認された緑化計画書により行われる緑化とする。ただし、都市計画法その他の法令に規定された緑化は除く。

対象経費

- ・樹木等の植栽に要する費用（樹木費、支柱費、土壌改良費、労務費）

補助金の額（経費の2分の1から算出）

| | |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------|
| ・建築物の新築 | 土地利用面積 1,000 m ² あたり 3 万円を限度とし 総額 20 万円を限度 |
| ・屋外施設の造成 | 土地の区画形質の変更を行う面積 1,000 m ² あたり 3 万円を限度とし 総額 20 万円を限度 |
| ・土取り場及び 残土捨場 | 土地の区画形質の変更を行う面積 1,000 m ² あたり 3 万円を限度とし 総額 20 万円を限度 |

・みどり重点地区等の緑化

みどり重点地区等とは

- ・みどり重点地区 (福山市みどりのまちづくり条例第20条)
- ・地区計画の区域 (都市計画法第12条の4)
- ・緑地協定の区域 (都市緑地法第45条若しくは第54条)

対象 (みどり重点地区等の区域内で、自らが居住の用に供する建築物の敷地内又は所有権若しくは借地権を有する土地内で行うもの。)

- ・道路に面した部分に新たに生け垣を設置するもの。
- ・樹木を植栽するもの。

対象経費

- ・生け垣の設置に要する費用 (樹木費、竹柵費、土壌改良費、労務費)
- ・道路に面したブロック塀等の撤去費用 (取壊し費、処分費)
- ・樹木の植栽に要する費用 (樹木費、支柱費、土壌改良費、労務費)

補助金の額 (個々の経費の2分の1から算出)

| | |
|------------|-------------------------------------------|
| ・生け垣設置費 | 3,000円/mを限度とし 総額3万円を限度 |
| ・ブロック塀等撤去費 | 2,000円/mを限度とし 総額2万円を限度 |
| ・樹木植栽費 | 高木3,000円/本及び 低木400円/本を限度とし 総額3万円を限度 |

